

**京都市美術館におけるサイン計画に基づく固定案内看板等製作・設置業務
納入事業者選定募集要項**

この要項は、京都市美術館におけるサイン計画に基づく固定式案内看板等製作・設置業務のため、プロポーザル方式により事業者を選定するにあたり、必要な事項を定めるものである。

1 概要

- (1) 名称
京都市美術館におけるサイン計画に基づく固定案内看板等製作・設置業務
- (2) 契約期間
契約の日の翌日から令和2年1月31日まで
(※ 仕様書に指定の物品は令和元年9月30日までに納品すること)
- (3) 契約金額の上限（消費税及び地方消費税相当額を含む）
29,920,000円
- (4) 内容
別紙1仕様書のとおり

2 参加資格

- (1) 次のア又はイに該当する者であること。
 - ア 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること。
 - イ 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者にあつては、次のすべてを満たすこと。
 - ㊦ 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - ㊧ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - ㊨ 引き続き1年以上、当該営業を営んでいること。
 - ㊩ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。
 - ㊪ 京都市の市民税及び固定資産税の未納がないこと。
 - ㊫ 京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
 - ㊬ 法令の規定により、当該営業について免許、許可又は登録等が必要な場合は、当該免許、許可又は登録等を受けていること。
 - ㊭ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (2) 参加申込書提出期限の日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止処分及びそれに類する処分を受けていないこと。

3 参加事業者の受付・提出書類等

(1) 提出書類等（ア及びク 1 部，イ～キ 8 部）

- ア 参加申込書 第 1 号様式
- イ 業務実績調書 第 2 号様式
- ウ 製作案 任意様式
- エ 統括責任者調書 第 3 号様式
- オ 製作責任者調書 第 4 号様式
- カ 技術提案書 第 5 号様式
- キ 見積書 第 6 号様式
- ク 質問票 第 7 号様式

(2) 提出期限

- (1) のア及びク 令和元年 6 月 20 日（木）必着（持参の場合は午後 5 時まで）
- (1) のイ～キ 令和元年 6 月 28 日（金）正午必着（持参の場合も正午まで）

(3) 提出先

京都市文化市民局美術館総務課
〒606-8344 京都市左京区岡崎円勝寺町124番地
TEL：075-771-4107 FAX：075-761-0444

(4) 提出方法

郵送（書留郵便に限る）又は持参（持参の場合は午後 5 時まで）

(5) 提出書類等の無効

提出書類等が次に掲げる場合に該当するときは、失格とし、電子メール又は FAX により通知する。

- ア 「2 参加資格」に掲げる資格のない者が提出した場合
- イ 提出期限、提出先及び提出方法に適合しない場合
- ウ 提出書類等に虚偽の内容が記載されている場合

4 提出書類記載上の留意点

(1) 業務実績調書 第 2 号様式

過去 10 年間の国公立美術館における 1 件以上（最大 20 件）の本業務と同様の納入実績について記載すること。（締結した契約が元請又は下請であるかは問わない。）また、記載した業務実績を証する書類（契約書又は製作図等）の写しを添付してください。（契約書の場合は押印された双方の署名欄、製作図の場合は承認印入りの製作図を含む部分の写し、納品先が明記されていること。）

(2) 製作案 任意様式

別紙 1仕様書に記載のとおり。Ex-3, Ex-4 は、掲示物の掲示手法について製作図を用いて提案すること。Dr-4 は、サインの取り外しや増設を考慮した掲示手法について製作図を用いて提案すること。

業務実施手法については、工程計画書を提出のこと。

（施工図の製作期間、チェック期間、製作工場の工場検査などを含むこと。）

5 選定方法

(1) 選定方法

別紙 2 評価基準に基づき、応募事業者からの提出書類の内容を審査及び評価（当該審査及び評価に当たり、全ての提案者に対しヒアリングを実施することがあります。当該ヒアリングを実施する場合は、別途通知します。）し、第 1 順位の提案を行った者を受託候補者として選定します。

ただし、第1順位の提案を行った者の評価点が60点に満たない場合は、当該提案者に対しヒアリングを実施するものとし、その者が本業務を適切に履行する能力を有すると認められないときは、受託候補者として選定しません。このほか、本業務の履行に支障があると認められる場合においても、受託候補者として選定しないことがあります。

(2) 評価項目

別紙2 評価基準を参照

(3) ヒアリングの実施を行う場合

ア 日付（予定）

令和元年7月3日（水）

※ 日付を変更する場合がある。

イ 場所

京都市左京区岡崎円勝寺町124番地 京都市美術館

※ 日時及び場所の詳細については、別途連絡する。

ウ 方法

ヒアリングは、応募事業者による提案説明15分、審査側からの質問10分の予定で行う。また、応募事業者の出席者は2名以内とする。

(4) 審査委員

審査は、以下の委員が行う。

【審査委員】（4名）

文化市民局美術館副館長

文化市民局美術館総務課長

文化市民局美術館総務課担当課長

文化市民局美術館学芸課長

(5) 選定結果の通知

審査結果については令和元年7月10日（水）までに、参加申込書提出者全員に電子メール又はFAXにより通知をするとともに、各事業者の名称及び評価結果をホームページに公表する。なお、審査結果についての異議は受け付けない。

6 契約に関する基本的事項

(1) 提案内容の修正等

ア 契約候補者の選定後、業務内容等について、契約候補者と協議を行い、契約を締結する。

イ 上述アの協議に伴う仕様の変更に応じ、予算の範囲内において契約金額の変更を行う場合がある。

(2) 契約候補者の選定の取消し

次の要件のいずれかに該当する場合は、選定を取消し、契約候補者の選定において順位が高かった者の順に候補者として協議・確認を行う。

ア 応募者が「2 参加資格」に掲げる資格を有すると偽った場合又は参加資格を失った場合

イ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合

ウ 業務内容、経費等についての協議が不調の場合

7 その他留意事項

(1) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募事業者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等がある場合のみとし、本市の承諾を得た場合のほかは認めない。

(4) 見積書に記載された見積金額が契約金額の上限を超えた場合は失格とする。

(5) 提出書類に虚偽の記載をしたことが、契約締結後に発覚した場合は、契約を解除し、違約金を請求する場合がある。

- (6) 本業務の受託によって、本件に関連する業務等を優先的に受託できることはない。また、関連する業務の受託資格に影響を及ぼすこともない。
- (7) 提出書類は、公文書公開請求があった場合、京都市情報公開条例に基づき、公開の対象となる場合がある。

8 問合せ先

京都市文化市民局美術館総務課（担当：山本・畑田）

〒606-8344 京都市左京区岡崎円勝寺町124番地

TEL：075-771-4107 FAX：075-761-0444

メール：bijutsukan@city.kyoto.lg.jp